

令和8年第2回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602
令和8年2月18日(水)
15時40分～16時25分

出席委員

教育長 安原 敏 光

委員 京 楽 千恵美

委員 蔭 地 美 紀

委員 森 谷 浩

欠席委員

教育長職務代理者 小 野 武 也

事務局

教育部長 石 原 洋

次長兼教育振興課長 景 山 泰 良

学校給食課長 紙 田 敬 久

学校教育課長 山 森 一 徳

次長兼生涯学習課長 門 康 樹

スポーツ振興課長 折 野 由 紀

文化課長 中 川 卓 司

書記 教育振興課総務企画係長 木 原 薫

書記 教育振興課専門員 大 下 有 子

議

題

三教委議第4号 三原市久井運動公園設置及び管理条例施行規則の一部改正について（公開）

三教委報第3号 令和8年第1回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について（公開）

三教委報第4号 会計年度任用職員の任用に係る臨時代理の承認について（非公開）

三教委報第5号 県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

安原教育長 本日は、小野委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和8年第2回定例教育委員会会議を始めます。

本日の議事録署名委員は、蔭地委員と森谷委員にお願いします。

それでは、令和8年第1回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いします。

書記（令和8年第1回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読）

安原教育長 議事録を承認してよろしいでしょうか。

（一同承認）

安原教育長 議事録は承認されました。

安原教育長 それでは議事に入ります。

本日の議案・報告事項のうち、「三教委議第4号」及び「三教委報第3号」を公開とし、それ以外は人事案件であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（一同承認）

安原教育長 それでは、そのように取り扱います。

審議に入ります。それでは、「三教委議第4号」について、事務局から説明願います。

折野スポーツ振興課長 資料6ページをお開きください。三教委議第4号「三原市久井運動公園設置及び管理条例施行規則の一部改正について」でございます。

三原市久井運動公園設置及び管理条例施行規則の一部を次のように改正します。第2条第2項中、5日前を利用当日に改める。第2条第3項中、午後5時を午後10時に改める。これは、施設利用の予約につきまして、現在は利用の5日前までで予約を締め切っているところを、今後は、利用当日まで予約を受け付けるというものです。そして、受付の時間帯を現在は午後5時で締め切っているところ、午後10時まで延長するものです。この規則の施行日は、令和8年3月2日からで、新しい予約システムの稼働日と同日としております。提案理由といたしましては、利用者の利便性を高めるため、この案を提出するものです。次ページに新旧対照表を添付しております。よろしくお願いたします。

安原教育長 説明を受けました。何か、ご質問・ご意見がありますか。

（なし）

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。「三教委議第4号」について。原案どおり可決することに異議ありませんか。

（異議なし）

安原教育長 全員賛成と認めます。よって、「三教委議第4号」は原案どおり可決されました。

安原教育長 続いて、報告事項に入ります。「三教委報第3号」について、事務局から説明願います。

景山次長兼教育振興課長 8-1ページをお願いします。

三教委報第3号「令和8年第1回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する

意見聴取に係る臨時代理の承認について」ご説明いたします。

本報告議案は、令和8年2月24日に開会の令和8年第1回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められ、三原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、同意する旨を回答することについて、臨時に代理したので、報告し承認を求めるものでございます。

臨時代理の理由につきましては、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がなかったためであり、臨時代理の年月日は、令和8年2月13日で、提出の議案は(1)から(9)までの9件になります。

8-3ページに教育委員会から市長への回答を、8-4ページに市長から教育委員会への意見聴取について掲載しております。

それでは、(1)から順に説明いたします。

まず、令和8年度三原市一般会計予算のうち、教育委員会関係部分については、8-5ページをお願いします。

令和8年度一般会計のうち教育委員会所管予算総括表で説明いたします。

1 総括 (1) 一般会計予算比較では、令和8年度一般会計当初予算は、536億4,600万円で、前年度と比べて、8億2,200万円の減となっています。

教育委員会所管予算は、令和8年度56億1,782万1千円で、前年度と比べて、6億2,421万円の減となっております。その下の(2)教育委員会所管予算(性質別)の表をお願いいたします。投資的経費は、12億5,790万円で、前年度に比べて、7億3,770万円の減、人件費は、12億2,943万7千円で、前年度に比べて2,364万8千円の減になります。その他は1億3,713万8千円の増となっております。減額の主な理由についてにつきましては、8-6ページの(3)歳出の表にありますように、小中学校のICT端末の更新の完了で、3億2,500万円の減、国の補正予算に伴い前倒しで小中学校の長寿命化を実施することによるものが、2億5,800万円の減、リージョンプラザの長寿命化が実施内容により、1億8,700万円の減などがございます。また、増額では、芸術文化センターの長寿命化と施設整備で1億2,100万円などがございます。

8-7ページから8-88ページまでは、予算書の抜粋を添付しております。8-89ページから8-101ページまでは、予算審議資料(施策別)を載せております。8-102ページから8-132ページまで予算審議資料(目的別)を掲載しております。

以上で、令和8年度三原市一般会計予算のうち、教育委員会関係部分についてのご説明を終わります。

続きまして、8-133ページの「三原市職員の給与に関する条例等の一部改正について」及び8-139ページの「三原市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について」は、昨年8月の国家公務員に対する人事院勧告に準じて、本市の常勤一般職員及び会計年度任用職員の手当等を改定するものでございます。

8-133ページをお願いします。「三原市職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、8-136ページに議案説明書がございますのでご確認をお願いします。1月当た

り5,000円を上限とする駐車場等の利用者に対する通勤手当を新設するとともに、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための初任給調整手当を新設します。

続いて、8-139ページをお願いします。

「三原市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について」は、8-141ページに議案説明書がございます。本件は、常勤一般職員の給与改定に準じて、初任給調整手当の新設を行うものであります。なお、駐車場等の利用者に対する通勤手当については、現行条例が常勤一般職員に準じる取扱いとなっているため、具体内容は規則改正にて対応します。

続いて、8-143ページの「三原市職員等の旅費に関する条例制定について」でございます。8-156ページの議案説明書をご確認ください。

本市の職員や常勤の特別職の旅費については、国家公務員との均衡の観点から、その内容に準じた取扱いとしています。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正により、令和7年4月1日付けで国家公務員等の旅費の取扱いが変更されたことを踏まえ、国に準じた取扱いとするため、本条例の全部を改正するものでございます。

改正の内容は、路面電車等を鉄道賃の対象に、路線バス等をその他の交通費の対象とするなど、旅費の支給対象の見直しを行うほか、宿泊料については、「宿泊費」と名称を変更し、都道府県ごとに支給金額の上限を規則で定める規定を整備いたします。その他、パック旅行を支給対象とする包括宿泊費の新設、「日当」を「宿泊手当」に変更し、宿泊を伴う旅行にのみ支払うこととする取扱いの変更、条例の規定に違反した場合に旅費を返納する規定の新設などを行います。施行日は、令和8年4月1日からとし、同日以降に出発する旅行から適用いたします。

続いて、8-177ページの「三原市過疎地域持続的発展計画を定めることについて」ご説明いたします。

8-178ページをお開きください。過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、基本方針や目標、実施すべき施策を定めるもので、本市では、現計画を令和3年度に策定しております。

本案は、令和7年度をもって現計画が期間満了となることに伴い、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする、新たな計画を策定することについて、同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

この計画は、久井町及び大和町の持続的発展を図るため、人口及び財政力に関する目標や移住・定住の促進、産業の振興、地域における情報化、交通や生活環境の整備、子育て環境や医療の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上、教育の振興などについて、対策等を定めるものであります。

本計画に基づいて事業を実施することにより、財政的に有利な過疎対策事業債による財源の確保が可能となるものでございます。

続いて、8-182ページをお願いします。「令和7年度三原市一般会計補正予算（第7号）のうち、教育委員会関係部分について」ご説明いたします。

補正予算の教育委員会関係分の総括表で説明いたします。

目ごとに、補正額とその財源内訳及び補正の内容を記載しております。今回の補正の合計は、一般会計全体では、2億8,090万円の増額補正ですが、教育委員会関係部分では、3,927万2千円の減額補正でございます。

主なものについてご説明いたします。

小学校費及び中学校費の学校管理費では、国の補正予算を活用して、令和8年度事業を前倒しで本郷小学校及び幸崎中学校の長寿命化を実施いたします。また、当初予算で予定していた宮浦中学校の長寿命化については、当初国の内示がありませんでしたが、国の補正で補助単価が増額のうえ内示がありましたので補正しております。また、久井町の農事組合法人いずみ様から300万円の学校環境整備の指定寄附がありましたので、小学校費で200万円、中学校費で100万円の備品購入を補正しています。

社会教育費の中央公民館費では、長寿命化工事が、土壤汚染対策法に基づく円一エリア地歴調査の実施等により、執行ができなかったため、2億2,770万円を減額し、令和8年度当初予算へ組み替えいたします。

保健体育費の保健体育総務費では、三原ジュニアユースフットボールクラブ様から4万1千円の地域スポーツ活動の推進に関する指定寄附金がありましたので、充当いたします。

社会教育費のリージョンプラザ費及び保健体育費の武道館費、三原運動公園費、白竜湖スポーツ村公園費では、燃料価格高騰の影響などによる光熱費の変動について、協定締結時点では想定できなかったことから、それぞれの指定管理者に対し、その影響度に応じて市が支援いたします。

8-183ページから8-203ページまで補正予算書の抜粋を、8-204ページから8-208ページまで議案説明書の抜粋を添付しております。

8-193ページにお戻りください。

繰越明許費補正でございます。

教育費では、小学校費及び中学校費では、施設整備事業について、国の補正予算に伴い、翌年度に繰越いたします。完了予定は令和8年10月です。社会教育費では、リージョンプラザの長寿命化について、業者からの前払い金の請求がなかったことから、繰越いたします。完了予定は令和9年1月になります。

8-195ページをお開きください。

債務負担行為補正でございます。

1の追加では、本郷小学校及び幸崎中学校の長寿命化について、複数年を要することから期間と限度額を設定し、2の変更では、宮浦中学校の長寿命化について、期間と限度額を変更いたします。

8-197ページをお開きください。

地方債補正でございます。18の義務教育施設整備債について、国の補正予算に伴い限度額を補正しています。

続いて、8-209ページの「三原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」でご説明いたします。

8-210ページをお開きください。本案は、常勤一般職員の年次有給休暇及び組合休暇に

ついて、その付与する基準となる期間をこれまでの1月から12月までの暦年単位から4月から3月までの年度単位に変更し、採用や定期の人事異動の時期や会計年度任用職員の休暇制度に合わせることにより、人事管理の効率化を図るものであります。施行日は、令和8年4月1日でございます。

続いて、8-212ページの「三原市私立学校助成に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

8-213ページをお開きください。

本案は、私立学校法が改正されたことに伴い、引用する条項の整理を行うため、条例の一部を改正するもので、施行日は公布の日としております。

続いて、8-214ページをお願いします。最後になりますが、「三原市立大和中学校寄宿舎設置及び管理条例の廃止について」ご説明いたします。8-215ページをお開きください。

三原市立大和中学校寄宿舎は、昭和55年12月の開設以来、積雪や路面凍結の恐れがある11月から翌年2月までの期間において、遠距離通学者の支援や教育の充実を図るため管理・運営を行ってまいりましたが、部活動時間の見直しにより通学の安全が確保されるなど通学困難者が減少し、併せて、指導員など施設運営に必要な人材の確保や施設の老朽化による安全維持が困難となったことから、本年度末に寄宿舎を廃止するため、本条例案を提出するものでございます。

なお、本件については、大和中学校の保護者や地元の関係者の方々へ説明を行い、一定のご理解をいただいております。

以上で、令和8年第1回市議会定例会提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

安原教育長 説明を受けました。何か、ご質問・ご意見がありますか。

森谷委員 8-90ページの予算審議資料（施策別）の一番上の表のところで、全国平均に対する学力定着の状況など、色々な項目で令和8年度の目標値がありますが、この目標値の設定の仕方というのは、どのようにして決めているのか、説明をお願いします。

山森学校教育課長 成果指標の(1)全国平均に対する学力定着の状況で、令和8年度から最終年度の令和16年度まで、101%にしているところで、ご質問をいただいたと思います。

かつては、学力調査の結果で、毎年度103%から104%へ、105%から106%へと階段状に上がっていくことを、前の長期総合計画では目標に立てていたところです。

実態として、子どもの状況も変わってきますし、教育委員会として、どの学校も全国平均を上回ることを目指し、そこに注力する意味合いから、すべての学校において、101%を超えるという目標を設定したものでございます。目標が低いとは思っておりません。すべての学校が、確実に毎年度全国を上回ることを目標にしたいというところから、101%を設定しているところでございます。よろしく願いいたします。

安原教育長 その他、ご質問・ご意見がありますか。

(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。「三教委報第第3号」について、承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

安原教育長 全員賛成と認めます。よって、「三教委報第3号」は承認されました。

ここからは非公開にて審議いたします。

(非公開案件審議)

三教委報第4号「会計年度任用職員の任用に係る臨時代理の承認について」 承認

三教委報第5号「県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について」 承認

(非公開案件審議後)

安原教育長 以上で、本日の議事はすべて終了しました。

次回は、3月中旬に県費教職員の人事異動について、臨時教育委員会会議を予定しておりますが、日程については、決定次第、お知らせします。

また、定例教育委員会会議を3月23日(月)14時30分から事前協議、15時30分から本会議を開催いたします。

他にないようでしたら、これで令和8年第2回定例教育委員会会議を閉会とします。

16時25分 教育委員会会議終了
傍聴者なし

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名_____

署名_____